

○鳥取県警察の組織の細部に関する訓令

(昭和48年8月1日本部訓令第6号)

改正 昭和48年10月1日本部訓令第11号	昭和49年4月1日本部訓令第1号	昭和49年10月1日本部訓令第7号
昭和50年3月13日本部訓令第1号	昭和50年10月1日本部訓令第6号	昭和51年4月1日本部訓令第3号
昭和52年1月25日本部訓令第1号	昭和52年3月28日本部訓令第4号	昭和52年4月30日本部訓令第8号
昭和53年2月1日本部訓令第3号	昭和53年3月27日本部訓令第7号	昭和54年1月26日本部訓令第2号
昭和54年3月31日本部訓令第8号	昭和55年4月1日本部訓令第6号	昭和55年5月30日本部訓令第9号
昭和56年4月1日本部訓令第6号	昭和57年1月27日本部訓令第2号	昭和57年2月1日本部訓令第4号
昭和57年3月19日本部訓令第6号	昭和57年8月1日本部訓令第14号	昭和59年3月16日本部訓令第3号
昭和60年12月26日本部訓令第19号	昭和61年3月26日本部訓令第4号	昭和62年3月18日本部訓令第5号
昭和63年3月18日本部訓令第9号	平成元年3月17日本部訓令第4号	平成元年8月1日本部訓令第18号
平成2年3月20日本部訓令第5号	平成3年2月28日本部訓令第3号	平成3年11月26日本部訓令第21号
平成4年3月20日本部訓令第10号	平成4年7月3日本部訓令第19号	平成5年3月26日本部訓令第4号
平成5年9月7日本部訓令第17号	平成5年11月30日本部訓令第22号	平成6年2月22日本部訓令第1号
平成7年3月15日本部訓令第2号	平成7年10月18日本部訓令第13号	平成8年3月26日本部訓令第5号
平成9年3月25日本部訓令第3号	平成10年2月26日本部訓令第2号	平成10年3月19日本部訓令第4号
平成11年2月5日本部訓令第1号	平成11年3月29日本部訓令第6号	平成12年3月17日本部訓令第1号
平成13年3月23日本部訓令第1号	平成13年3月29日本部訓令第5号	平成14年3月20日本部訓令第2号
平成15年3月28日本部訓令第9号	平成16年3月19日本部訓令第7号	平成17年3月16日本部訓令第4号
平成18年3月16日本部訓令第3号	平成19年3月5日本部訓令第4号	平成19年3月30日本部訓令第11号
平成20年3月19日本部訓令第6号	平成20年8月29日本部訓令第18号	平成20年12月26日本部訓令第26号

平成21年3月10日本部訓令第2号	平成21年4月30日本部訓令第7号	平成22年3月19日本部訓令第7号
平成23年3月8日本部訓令第4号	平成23年3月28日本部訓令第6号	平成23年7月1日本部訓令第12号
平成24年3月23日本部訓令第11号	平成25年3月1日本部訓令第4号	平成25年3月25日本部訓令第6号
平成25年6月4日本部訓令第9号	平成26年3月11日本部訓令第2号	平成27年2月27日本部訓令第2号
平成28年3月3日本部訓令第2号	平成29年3月16日本部訓令第8号	平成29年5月19日本部訓令第15号
平成30年3月20日本部訓令第5号	平成30年9月21日本部訓令第12号	平成31年2月26日本部訓令第4号
令和元年5月23日本部訓令第2号	令和2年3月10日本部訓令第4号	令和2年11月26日本部訓令第19号
令和3年2月4日本部訓令第1号	令和3年6月24日本部訓令第12号	令和4年3月4日本部訓令第5号
令和4年8月22日本部訓令第14号	令和5年2月24日本部訓令第3号	令和6年3月1日本部訓令第3号

鳥取県警察の組織の細部に関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、鳥取県警察の組織に関する規則(昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号)第36条第2項、第37条第2項及び第61条の規定に基づき、鳥取県警察の組織の細部に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の課等の係)

第2条 警察本部(以下「本部」という。)の課、科学捜査研究所(以下「科捜研」という。)、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊の内部組織は、別表第1のとおりとする。

2 前項の内部組織の分掌事務は、所属長が定める。

(警察学校の係)

第3条 警察学校(以下「学校」という。)に置く係は、別表第2のとおりとする。

2 前項の係の分掌事務は、学校長が定める。

(警察署の幹部派出所、課、係、分掌事務等)

第4条 警察署(以下「署」という。)に置く幹部派出所、課及び係の名称並びに分掌事務の基準は、別表第3のとおりとする。

2 警察署長(以下「署長」という。)は、署の実情により前項の基準によりがたいときは、警察本部長(以下「本部長」という。)の承認を得て変更することができる。

3 署長は、必要があると認めるときは、本部長の承認を得て、警察官詰所（犯罪の予防、捜査及び職務質問を行うために一時的に勤務する場所をいう。）を設置することができる。

（管理官等の呼称）

第5条 管理官及び調査官は、職務遂行の便宜上必要があるときは、掌理する事務の名称を冠して呼称することができる。

（一般職員の呼称）

第6条 鳥取県警察では、一般職員（警察職員のうち警察官以外の職員をいう。）の呼称を警察行政職員とする。

（職制）

第7条 本部・学校及び署に置く職員の職は、別表第4及び別表第5のとおりとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年10月1日本部訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日本部訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年10月1日本部訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月13日本部訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年10月1日本部訓令第6号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日本部訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年1月25日本部訓令第1号)

この訓令は、昭和52年1月25日から施行する。

附 則(昭和52年3月28日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和52年3月28日から施行する。

附 則(昭和52年4月30日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則(昭和53年2月1日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和53年2月1日から施行する。

附 則(昭和53年3月27日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年1月26日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月31日本部訓令第8号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年5月30日本部訓令第9号)

この訓令は、昭和55年6月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年1月27日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和57年2月1日から施行する。

附 則(昭和57年2月1日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和57年2月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月19日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年8月1日本部訓令第14号)

この訓令は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月16日本部訓令第3号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和 59 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(昭和 60 年 12 月 26 日本部訓令第 19 号)

この訓令は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 26 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 18 日本部訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 18 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 17 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 8 月 1 日本部訓令第 18 号)

この訓令は、平成元年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 20 日本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 2 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(平成 3 年 2 月 28 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成 3 年 3 月 4 日から施行する。

附 則(平成 3 年 11 月 26 日本部訓令第 21 号)

この訓令は、平成 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 20 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 7 月 3 日本部訓令第 19 号)

この訓令は、平成 4 年 7 月 3 日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 26 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成5年9月7日本部訓令第17号)抄
(施行期日)

- 1 この訓令は、平成5年10月1日から施行する。

附 則(平成5年11月30日本部訓令第22号)
この訓令は、平成5年12月1日から施行する。

附 則(平成6年2月22日本部訓令第1号)
この訓令は、平成6年2月22日から施行する。

附 則(平成7年3月15日本部訓令第2号)
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年10月18日本部訓令第13号)
この訓令は、平成7年10月24日から施行する。

附 則(平成8年3月26日本部訓令第5号)
この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月25日本部訓令第3号)
この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年2月26日本部訓令第2号)
この訓令は、平成10年2月26日から施行する。

附 則(平成10年3月19日本部訓令第4号)
この訓令は、平成10年3月24日から施行する。ただし、第1条〔中略〕の教頭に関する〔中略〕規定は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年2月5日本部訓令第1号)
この訓令は、平成11年2月15日から施行する。

附 則(平成11年3月29日本部訓令第6号)
この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月17日本部訓令第1号)
この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月23日本部訓令第1号)

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。

附 則(平成13年3月29日本部訓令第5号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月20日本部訓令第2号)

この訓令は、平成14年3月25日から施行する。

附 則(平成15年3月28日本部訓令第9号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月19日本部訓令第7号)

この訓令は、平成16年3月24日から施行する。ただし、別表第1警務部会計課の項中警察本部庁舎整備室を廃止する規定、同表生活安全部生活安全企画課の項中地域安全対策室を新設する規定、同表同部生活保安課銃器薬物対策室を廃止する規定、同表刑事部の項中暴力団対策課を組織犯罪対策課に改称する規定、同表同部組織犯罪対策課の項中組織犯罪特別捜査隊を新設する規定、別表第3鳥取警察署米子警察署会計課会計系の項中警察本部庁舎の管理及び取締りに関する事項を除く規定、同表同刑事第二課の項中暴力団対策課を組織犯罪対策課に改称する規定、同表倉吉警察署会計課会計系の項中警察本部庁舎の管理及び取締りに関することを除く規定、同表同刑事課の項中暴力団対策課を組織犯罪対策課に改称する規定、同表境港警察署会計課会計系の項中警察本部庁舎の管理及び取締りに関することを除く規定、同表同生活安全刑事課の項中暴力団対策課を組織犯罪対策課に改称する規定、同表郡家警察署浜村警察署会計課会計系の項中警察本部庁舎の管理及び取締りに関する事項を除く規定、同表同生活安全刑事課の項中暴力団対策課を組織犯罪対策課に改称する規定、同表八橋警察署会計課会計系の項中警察本部庁舎の管理及び取締りに関する事項を除く規定、同表同生活安全刑事課の項中暴力団対策課を組織犯罪対策課に改称する規定、同表岩美警察署智頭警察署浜村警察署溝口警察署黒坂警察署の会計課会計系の項中警察本部庁舎の管理及び取締りに関する事項を除く規定及び同表同生活安全刑事課の項中暴力団対策課を組織犯罪対策課に改称する規定については、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月16日本部訓令第4号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。ただし、警務部の項の監察官室の項、同表警備部の項、別表第3の鳥取県警察署の項の交通第二課の項、同表警備課の項、同表米子警察署の項の交通第二課の項、同表警備課の項、境港警察署の警備課の項、同表智頭

警察署の項の警務係の項、同表留置管理係の項に関する改正は、平成17年3月25日から施行する。

附 則(平成18年3月16日本部訓令第3号)

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成19年3月5日本部訓令第4号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年3月12日から施行する。ただし、第2条の改正は、平成19年3月19日から、第3条及び附則第2項の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日本部訓令第11号)抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現に事務吏員又は技術吏員である職員は、この訓令の施行の日に、この訓令による改正後の警察職員の任免発令に関する訓令第2の規定により一般職員として任命されたものとみなす。

附 則(平成20年3月19日本部訓令第6号)

この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則(平成20年8月29日本部訓令第18号)

この訓令は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成20年12月26日本部訓令第26号)

この訓令は、平成20年12月26日から施行する。

附 則(平成21年3月10日本部訓令第2号)

この訓令は、平成21年3月26日から施行する。

附 則(平成21年4月30日本部訓令第7号)

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成22年3月19日本部訓令第7号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1中交通部の部高速道路交通警察隊の項の改正は、同年3月26日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 8 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 8 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 28 日本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 1 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 警務部の項警察県民課の欄、刑事部の項捜査第二課及び鑑識課の欄並びに別表第 3 の改正規定は、同年 3 月 26 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 1 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 25 年 3 月 8 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 25 日本部訓令第 6 号)

この訓令は、平成 25 年 3 月 25 日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月 4 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 25 年 7 月 23 日から施行する。ただし、別表第 1 中警務部警察県民課の項及び別表第 3 中米子警察署留置管理課の項の改正は、同年 6 月 11 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 11 日本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 26 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 27 日本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 27 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 3 日本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 16 日本部訓令第 8 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に一般職員である職員は、この訓令の施行の日に、この訓令による改正後の警察職員の任免発令に関する訓令第2条の規定により警察行政職員又は警察技術職員として任命されたものとみなす。

附 則(平成29年5月19日本部訓令第15号)

この訓令は、平成29年5月22日から施行する。

附 則(平成30年3月20日本部訓令第5号)

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則(平成30年9月21日本部訓令第12号)

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成31年2月26日本部訓令第4号)

この訓令は、平成31年3月11日から施行する。

附 則(令和元年5月23日本部訓令第2号)

この訓令は、令和元年6月3日から施行する。

附 則(令和2年3月10日本部訓令第4号)

この訓令は、令和2年3月23日から施行する。

附 則(令和2年11月26日本部訓令第19号)

この訓令は、令和2年12月14日から施行する。

附 則(令和3年2月4日本部訓令第1号)

この訓令は、令和3年3月29日から施行する。

附 則(令和3年6月24日本部訓令第12号)

この訓令は、令和3年6月28日から施行する。

附 則(令和4年3月4日本部訓令第5号)

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則(令和4年8月22日本部訓令第14号)

この訓令は、令和4年8月22日から施行する。

附 則(令和5年2月24日本部訓令第3号)

この訓令は、令和5年3月13日から施行する。

附 則(令和6年3月1日本部訓令第3号)

この訓令は、令和6年3月25日から施行する。ただし、別表第1警務部会計課の項の改正規定（「庶務係」を削る部分及び庶務集中室の項中「庶務集中係」を「総務係、給与・厚生係、旅費係」に改める部分に限る。）、同表同部警務課の項の改正規定（「総務係」を削る部分に限る。）、同表同部総務課、広報県民課、人材育成課、厚生課、情報管理課及び監察課の項の改正規定、同表生活安全部生活安全企画課、少年・人身安全対策課、サイバー犯罪対策課、地域課及び通信指令課の項の改正規定、同表刑事部捜査第二課の項の改正規定（「庶務係」を削る部分に限る。）、同表同部刑事企画課、捜査第一課、鑑識課及び科学捜査研究所の項の改正規定、同表交通部運転免許課の項の改正規定（「庶務係」を削る部分に限る。）、同表同部交通企画課、交通指導課、交通規制課、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の項の改正規定及び同表警備部警備第一課、警備第二課及び外事課の項の改正規定については、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

本部の課等の内部組織

部名	所属名 (附置機関名)	室、隊名	係名
警務部	総務課		秘書係、議会担当係
	公安委員会補佐室		公安委員会係
	取調べ監督室		取調べ監督係
	広報県民課		公文書・情報公開・個人情報保護係、広聴・苦情・相談係、広報・窓口・機関誌係
	鳥取県警察音楽隊		
	被害者支援室		被害者支援係
	会計課		予算係、管財係、庁舎管理係、施設整備係
	監査室		監査係、審査出納係
	庶務集中室		総務係、給与・厚生係、旅費係、契約係、物品調達係
	警務課		人事第一係、人事第二係、給与係、装備係、整備工場

	企画室		企画第一・法制係、企画第二係	
	人材育成課		教養係、術科指導係	
	厚生課		厚生係、共済係	
	健康管理室		健康管理係	
	情報管理課			文書係
		電子計算室		指導係、システム運用係、システム開発係
		照会センター		
	監察課		監察・訟務係、表彰係	
	留置管理室		留置管理係	
	生活安全部	生活安全企画課		企画・指導係、許可指導係
		犯罪抑止対策室		特殊詐欺予防係、犯罪抑止係
生活安全特別捜査隊			特別捜査第一係、特別捜査第二係	
少年・人身安全対策課			少年企画係、少年事件係	
少年サポートセンター		東部少年サポートセンター		相談支援係、育成係、中部分室
		西部少年サポートセンター		相談支援係、育成係
人身安全対策室			人身安全第一係、人身安全第二係	
サイバー犯罪対策課			サイバー犯罪対策係、サイバー犯罪捜査係、サイバー犯罪解析係	
地域課			企画係、航空係	
地域指導室			指導係	
鉄道警察隊				
通信指令課		通信企画係、指令第一係、指令第二係、指令第三係		
刑事	刑事企画課		企画・指導係	

部		告訴・告 発センタ ー	告訴・告発係	
		取調べ指 導室	取調べ指導係	
		捜査支援 室	捜査支援係、犯罪統計係、手配共助係	
		捜査第一課	強行犯・性犯罪捜査指導係、特殊犯・科学捜査係、盗犯 係、特別捜査班	
		検視官室	検視東部班、検視中部班、検視西部班	
		機動捜査 隊	東部班、中部班、西部班	
		捜査第二課	知能犯係、選挙係、知能犯特別捜査第一係、知能犯特別 捜査第二係、特殊詐欺連合捜査係、暴力団事件・指導 係、暴力団排除対策係、薬物・銃器係、匿名・流動型犯 罪グループ対策係	
		組織犯罪 特別捜査 隊	犯罪収益対策係、国際捜査係、組織犯罪特別捜査第一 係、組織犯罪特別捜査第二係	
		鑑識課	指導係、機動鑑識第一係、機動鑑識第二係、足痕跡係、 現場指紋係、指紋資料係	
		科学捜査研 究所	法医科、化学科、物理科、文書心理科	
	交通 部		交通企画課	企画・法令係、安全教育・指導係
			交通事故 抑止対策 室	事故分析係、事故抑止対策係
			交通指導課	指導取締係、駐車対策係、交通事故事件捜査・鑑識係、 交通事故事件指導第一係、交通事故事件指導第二係
		交通反則 通告セン ター		
		交通規制課	規制第一係、規制第二係、管制センター、施設係	
		運転免許課	免許企画係、資料係、行政処分係、教習所係、高齢運転 者講習係、東部地区運転免許センター、西部地区運転免 許センター	
		鳥取県自 動車運転 免許試験	中部地区運転免許センター、試験係	

	場		
	交通機動隊		指導係、東部分駐隊、中部分駐隊、西部分駐隊
警備部	高速道路交通警察隊		指導係、鳥取分駐隊、米子分駐隊
	警備第一課		企画係、第一係、第二係、第三係、第四係、第五係、第六係
	警備第二課		実施係、災害係、警衛・警護係
	航空隊		企画・特務係、運航係、整備係
	外事課		第一係、第二係、国際テロ対策係、特別捜査係
	機動隊		庶務係、小隊、企画係、術科係

別表第2(第3条関係)

警察学校に置く係

総務係、教務第一係、教務第二係、術科教養係

別表第3(第4条関係)

警察署に置く幹部派出所、課及び係の名称並びに分掌事務の基準

警察署名	課名	係名	分掌事務
鳥取警察署	岩美幹部派出所		本部広報県民課、会計課、生活安全企画課、少年・人身安全対策課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	警務課	警務係	1 本部総務課、広報県民課(同課被害者支援室の所掌に属する事項を除く。)、警務課、人材育成課、厚生課、情報管理課及び監察課(同課留置管理室の所掌に属する事項を除く。)の所掌に属する事項
		相談係	2 連絡調整その他他係の所掌に属しない事項
		被害者支援係	本部広報県民課被害者支援室の所掌に属する事項
	留置管理課	管理係 看守係	本部監察課留置管理室の所掌に属する事項
	会計課	会計第一係	本部会計課(警察本部庁舎の管理及び取締りに関する事項を除く。)の所掌並びに警務課及び厚生課の所掌の一部に属する事項

	会計 第二 係	
生活 安全 課	人身 安全 係	本部生活安全企画課、少年・人身安全対策課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
	生活 安全 係	
	少年 係	
	捜査 係	
地域 課	地域 第一 係	本部地域課の所掌に属する事項
	地域 第二 係	
	通信 指令 係	本部通信指令課の所掌に属する事項
刑事 第一 課	刑事 指導 係	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項
	捜査 第一 係	
	捜査 第二 係	
	鑑識 係	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
刑事 第二 課	捜査 第一 係	本部捜査第二課の所掌に属する事項
	捜査 第二 係	
交通	交通	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項

米子警察署	第一課	第一係		
		交通第二係		
	交通第二課	指導係		本部交通指導課の所掌に属する事項
		交通第一係		
		交通第二係		
	警備課	警備第一係		本部警備第一課、警備第二課及び外事課の所掌に属する事項
		警備第二係		
		警備第三係		
	警務課	警務係		1 本部総務課、広報県民課(同課被害者支援室の所掌に属する事項を除く。)、警務課、人材育成課、厚生課、情報管理課及び監察課(同課留置管理室の所掌に属する事項を除く。)の所掌に属する事項 2 連絡調整その他他係の所掌に属しない事項
相談係				
被害者支援係		本部広報県民課被害者支援室の所掌に属する事項		
留置管理課	管理係	本部監察課留置管理室の所掌に属する事項		
	看守係			
会計課	会計第一係	本部会計課(警察本部庁舎の管理及び取締りに関する事項を除く。)の所掌並びに警務課及び厚生課の所掌の一部に属する事項		
	会計第二係			

生活安全課	人身安全係	本部生活安全企画課、少年・人身安全対策課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
	生活安全係	
	少年係	
	捜査係	
地域課	地域第一係	本部地域課の所掌に属する事項
	地域第二係	
	通信指令係	本部通信指令課の所掌に属する事項
刑事第一課	刑事指導係	本部刑事企画課及び捜査第一課の所掌に属する事項
	捜査第一係	
	捜査第二係	
	鑑識係	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
刑事第二課	捜査第一係	本部捜査第二課の所掌に属する事項
	捜査第二係	
交通第一課	交通第一係	本部交通企画課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	交通	

		第二係	
	交通第二課	指導係	本部交通指導課の所掌に属する事項
		交通第一係	
		交通第二係	
	警備課	警備第一係	本部警備第一課、警備第二課及び外事課の所掌に属する事項
		警備第二係	
		警備第三係	
		警備第四係	
倉吉警察署	警務課	警務係	1 本部総務課、広報県民課(同課被害者支援室の所掌に属する事項を除く。)、警務課、人材育成課、厚生課、情報管理課及び監察課(同課留置管理室の所掌に属する事項を除く。)の所掌に属する事項 2 連絡調整その他他係の所掌に属しない事項
		相談係	
		被害者支援係	本部広報県民課被害者支援室の所掌に属する事項
	留置管理課	管理係	本部監察課留置管理室の所掌に属する事項
		看守係	
会計課	会計第一係	本部会計課(警察本部庁舎の管理及び取締りに関する事項を除く。)の所掌並びに警務課及び厚生課の所掌の一部に属する事項	
	会計第二係		

生活安全課	人身安全係	本部生活安全企画課、少年・人身安全対策課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
	生活安全係	
	少年係	
	捜査係	
地域課	地域第一係	本部地域課の所掌に属する事項
	地域第二係	
	通信指令係	本部通信指令課の所掌に属する事項
刑事課	刑事指導係	本部刑事企画課、捜査第一課及び捜査第二課の所掌に属する事項
	捜査第一係	
	捜査第二係	
	鑑識係	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
交通課	交通第一係	本部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	交通第二係	
	交通第三係	
警備	警備	本部警備第一課、警備第二課及び外事課の所掌に属する事項

	課	第一係	
		警備第二係	
境港警察署	警務課	警務係	1 本部総務課、広報県民課(同課被害者支援室の所掌に属する事項を除く。)、警務課、人材育成課、厚生課、情報管理課及び監察課の所掌に属する事項 2 連絡調整その他他係の所掌に属しない事項
		被害者支援係	本部広報県民課被害者支援室の所掌に属する事項
	会計課	会計係	本部会計課(警察本部庁舎の管理及び取締りに関する事項を除く。)の所掌並びに警務課及び厚生課の所掌の一部に属する事項
	地域課	地域係	本部地域課の所掌に属する事項
		警備艇係	
		通信指令係	本部通信指令課の所掌に属する事項
	生活安全刑事課	人身安全係	本部生活安全企画課、少年・人身安全対策課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		生活安全係	
		捜査第一係	本部刑事企画課、捜査第一課及び捜査第二課の所掌に属する事項
		捜査第二係	
		鑑識係	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
交通課	交通係	本部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項	
警備課	警備第一係	本部警備第一課、警備第二課及び外事課の所掌に属する事項	

		警備第二係	
		警備第三係	
琴浦 大山 警察 署	警務課	警務係	1 本部総務課、広報県民課（同課被害者支援室の所掌に属する事項を除く。）、警務課、人材育成課、厚生課、情報管理課及び監察課（同課留置管理室の所掌に属する事項を除く。）の所掌に属する事項 2 連絡調整その他他係の所掌に属しない事項
		被害者支援係	本部広報県民課被害者支援室の所掌に属する事項
	留置管理課	管理係	本部監察課留置管理室の所掌に属する事項
		看守係	
	会計課	会計係	本部会計課（警察本部庁舎の管理及び取締りに関する事項を除く。）の所掌並びに警務課及び厚生課の所掌の一部に属する事項
	地域課	地域係	本部地域課の所掌に属する事項
		通信指令係	本部通信指令課の所掌に属する事項
	生活安全 刑事課	生活安全係	本部生活安全企画課、少年・人身安全対策課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		刑事係	本部刑事企画課、捜査第一課及び捜査第二課の所掌に属する事項
		鑑識係	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
交通課	交通係	本部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項	
警備課	警備係	本部警備第一課、警備第二課及び外事課の所掌に属する事項	
郡家 警察 署 智頭	警務課	警務係	1 本部総務課、広報県民課（同課被害者支援室の所掌に属する事項を除く。）、警務課、人材育成課、厚生課、情報管理課及び監察課の所掌に属する事項 2 連絡調整その他他係の所掌に属しない事項

警察署 浜村警察署		被害者支援係	本部広報県民課被害者支援室の所掌に属する事項
	会計課	会計係	本部会計課(警察本部庁舎の管理及び取締りに関する事項を除く。)の所掌並びに警務課及び厚生課の所掌の一部に属する事項
	地域交通課	地域係	本部地域課の所掌に属する事項
		通信指令係	本部通信指令課の所掌に属する事項
		交通係	本部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	生活安全刑事課	生活安全係	本部生活安全企画課、少年・人身安全対策課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属する事項
		刑事係	本部刑事企画課、捜査第一課及び捜査第二課の所掌に属する事項
		鑑識係	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
	警備課	警備係	本部警備第一課、警備第二課及び外事課の所掌に属する事項
	黒坂警察署	溝口幹部派出所	
警務課		警務係	1 本部総務課、広報県民課(同課被害者支援室の所掌に属する事項を除く。)、警務課、人材育成課、厚生課、情報管理課及び監察課の所掌に属する事項 2 連絡調整その他他係の所掌に属しない事項
		被害者支援係	本部広報県民課被害者支援室の所掌に属する事項
会計課		会計係	本部会計課(警察本部庁舎の管理及び取締りに関する事項を除く。)の所掌並びに警務課及び厚生課の所掌の一部に属する事項
地域課		地域係	本部地域課の所掌に属する事項
		通信指令係	本部通信指令課の所掌に属する事項
生活		生活	本部生活安全企画課、少年・人身安全対策課及びサイバー犯罪対

	安全 刑事 課	安全 係	策課の所掌に属する事項
		刑事 係	本部刑事企画課、捜査第一課及び捜査第二課の所掌に属する事項
		鑑識 係	本部鑑識課及び科学捜査研究所の所掌に属する事項
	交通 課	交通 係	本部交通企画課、交通指導課、交通規制課及び運転免許課の所掌に属する事項
	警備 課	警備 係	本部警備第一課、警備第二課及び外事課の所掌に属する事項

別表第4(第7条関係)

本部等に置く職員の職

区分	組織	職	職員		備考
			警察官		
次席等	本部	次席	警部	警察行政職員	特命事項を分担させるための必要があると認めるときは、事務の名称を冠して呼称することができる。
		副隊長			
		指導官			
		通信指令長			
		課長補佐			
		室長補佐			
		主席研究員			
		隊長補佐			
		主任師範			
		検視官			
		統括少年警察補導員			
	学校	主任教官			
		事務長			
	署	次長			
		課長			
	幹部派出所長				
係	本	係長	警部		

長等	部	専門研究員	補		
		小隊長			
		師範			
	学校	係長			
		教官			
		署			
主任等	本部	主任	巡查部長	＼	
		分隊長			
	学校	主任			
		助教官			
署	主任				
巡查長	本部	巡查長	巡查		
	学校	巡查長			
	署	巡查長			
係員等	本部	係員	巡查	警察行政職員	
		隊員			
		研究員			
		主事			
	学校	係員			
		見習生			
		主事			
	署	係員			
主事					

別表第5(第7条関係)

その他の職員の職

組織	職	職員	備考
本部、学校及び署	交通巡視員、少年警察補導員、船長、機関長、運転免許試験員、保健師、航空整備士、技師、機関士、心理カウンセラー	警察行政職員	